

家はなくなったけど、支援金は
とりあえず住宅ローンの支払いに…



被災ローン

減免制度

があります!



新しい生活を立て直すとき、災害前からの
ローンの支払いは重い負担です。

支援金などを使ってしまうと、新しいローン
の頭金づくりに苦勞してしまったり、仮設を出
たあとの家賃が支払えなくなってしまうかもし
れません。

**被災ローン減免制度(自然災害債務
整理ガイドライン)**は、新しい生活を踏み
出すために生まれたしくみです。 ※

災害前のローンを減らすことができます。

既にローンの返済を停止してもらっていたり、
返済の方法を変更した人でも利用できる場合が
あります。「とりあえず返済」ではなく、まずは
弁護士会にご相談ください。

※ ご利用のためには、収入が一定金額以下である等
の条件があります。詳しくは、弁護士会にお気軽
にご相談ください。

被災ローン減免制度



(自然災害債務整理ガイドライン)

Q この制度を使うのに弁護士(登録支援専門家)の費用はかかりますか？

いいえ。弁護士費用はかかりません。

Q この制度を使うと保証人に迷惑をかけるのでは？

いいえ。この制度を使う場合、原則として保証人にローンを請求しないことになっています。

Q この制度を使うと新しいローンを組めないのでは？

破産したときと違って、この制度ではいわゆるブラックリスト(信用情報)に登録されることはありません。ですので、この制度によって新しいローンが組めなくなるということはありません。

Q この制度はどういう制度ですか？

支援金・弔慰金に加えてこれとは別に預貯金を500万円まで手元に残し(原則)、ローンと抵当権を整理する制度です。原則として、500万円を超える部分と、土地の買上げ代金をローンの返済にあて、残ったローンを免除してもらうことができます。不動産を売却するかわりに、不動産の時価額を支払うことにより、不動産を手元に残すこともできます。ただし、利用できる方とそうでない方がいらっしゃいますので、まずは、弁護士会にお気軽にご相談ください。

例えば…

地震保険金の500万円や支援金の100万円を手元に残し、それ以外の財産をローンの返済にあてることで、残りのローンは免除され、支払わなくてよいこととなりました。

ご相談は…

弁護士会無料電話相談へ

0120-075-246 月・水・金
13時~17時

面談でのご相談も行っています。

京都 弁護士会法律相談センター

075-231-2378

(事前にお電話でご予約ください。平日9時~12時、13時~17時)

まずは、お電話にて
お気軽にご相談ください。

制度の詳しい説明や、利用するかどうかについて、弁護士から無料で個別に相談を受けることができます。まずは、お気軽に弁護士会までお問い合わせください。